

帯広市健康生活支援審議会条例施行規則及び運営要領の改正について

健康生活支援審議会が所掌する計画について、これまで自殺対策計画については、「健康おびひろ21」と一体的に策定していたが、令和6年施行の第二期自殺対策計画では、「帯広市生きるを支える推進計画」として個別に策定することとなった。また、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画、帯広市障害児福祉計画については、これまで個別に策定していたが、令和6年施行の第四期障害者計画では、それらの3計画を「帯広市障害者共生まちづくりプラン」として、統合して策定することとなった。これらに伴い、審議会条例の施行規則及び運営要領について、所要の改正を行うもの。

■帯広市健康生活支援審議会条例施行規則新旧対照表（変更部分抜粋）

新（改正案）	旧（改正前）
<p>（規則で定める計画）</p> <p>第2条 条例第2条第3項第1号に規定する規則で定める計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帯広市地域福祉計画</p> <p>(2) けんこう帯広21</p> <p>(3) 帯広市生きるを支える推進計画</p> <p>(4) おびひろ子ども未来プラン</p> <p>(5) 帯広市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>(6) 帯広市障害者共生まちづくりプラン</p> <p>(7) 帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(8) 帯広市アイヌ施策推進計</p>	<p>（規則で定める計画）</p> <p>第2条 条例第2条第3項第1号に規定する規則で定める計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帯広市地域福祉計画</p> <p>(2) けんこう帯広21</p> <p>(3) おびひろ子ども未来プラン</p> <p>(4) 帯広市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>(5) 帯広市障害者計画</p> <p>(6) 帯広市障害福祉計画</p> <p>(7) 帯広市障害児福祉計画</p> <p>(8) 帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>(9) 帯広市アイヌ施策推進計画</p>

← 個別化

← 統合

■帯広市健康生活支援審議会運営要領新旧対照表（変更部分抜粋）

新（改正案）	旧（改正前）												
<p>（専門部会の設置）</p> <p>第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="124 663 770 1131"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康づくり支援部会</td> <td>市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21及び帯広市生きるを支える推進計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。</td> </tr> <tr> <td>障害者支援部会</td> <td>障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者共生まちづくりプランの策定、評価及び見直しに関することを含む。）。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21及び帯広市生きるを支える推進計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。	障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者共生まちづくりプランの策定、評価及び見直しに関することを含む。）。	<p>（専門部会の設置）</p> <p>第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="809 663 1455 1131"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康づくり支援部会</td> <td>市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21_____の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。</td> </tr> <tr> <td>障害者支援部会</td> <td>障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画及び帯広市障害児福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21_____の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。	障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画及び帯広市障害児福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
名称	所掌事務												
健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21及び帯広市生きるを支える推進計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。												
障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者共生まちづくりプランの策定、評価及び見直しに関することを含む。）。												
名称	所掌事務												
健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21_____の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。												
障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画及び帯広市障害児福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。												
<p>（専門部会への委任）</p> <p>第3条 専門部会の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、それぞれの専門部会に委任し、当該専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとする。</p> <p>(1) けんこう帯広21、<u>帯広市生きるを支える推進計画</u>、おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画、<u>帯広市障害者共生まちづくりプラン</u>及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。</p>	<p>（専門部会への委任）</p> <p>第3条 専門部会の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、それぞれの専門部会に委任し、当該専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとする。</p> <p>(1) けんこう帯広21_____、おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画、<u>帯広市障害者計画</u>、<u>帯広市障害福祉計画</u>、<u>帯広市障害児福祉計画</u>及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。</p>												